



日野市中小企業者家賃支援補助金

募集期間

2020年6月15日から2020年7月31日まで

目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少している中小企業者の皆様を対象に、家賃に要する経費の一部を補助します。

支援内容

交付額

令和2年4月および5月分の家賃額の2分の1

市内の1事業所につき補助上限金額20万円、複数事業所の申請可、本社の市内外を問いません。

補助対象経費は、権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するものや、土地、駐車場、倉庫の賃借に要するものを除きます。

対象者の詳細

交付の対象者は、以下の条件をすべて満たす者とします。

- 市内の事業所を賃借して事業を営んでいること。
- 補助金申請時点で事業を継続していること。
- セーフティネット保証5号*1の指定業種を主たる事業として営んでいる中小企業者であること。
- 令和2年4月または5月の売上が、前年同月と比較して20%以上減少していること。ただし、平成31年4月1日から令和2年4月1日の間に創業した中小企業者および店舗や業容拡大によって売上額の前年比較が困難な中小企業者は、平成31年4月以降の任意の月と比較することができる。
- 許可または認可を必要とする事業について、必要な時期に関係行政庁の許可または認可を得ていること。
- 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)および日野市暴力団排除条例(平成24年条例第29号)に規定する暴力団または暴力団関係者でないこと。
- その他、法令を遵守していること。

対象地域



お問い合わせ

日野市役所3階産業振興課 中小企業者家賃支援補助金担当

事前予約・相談ダイヤル 電話042-514-8134（土曜・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会
担当：橋本
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会は責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

＜お客様情報(企業情報)お取り扱いについて＞

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金